

2021年3月4日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 島 忠 代表者名 代表取締役社長 岡野 恭明 (コード番号 8184 東証第1部) 問合せ先 取締役経営企画本部長 折本 和也 (TEL. 048-851-7711)

株式併合及び定款の一部変更に係る承認決議並びに代表取締役の異動に関するお知らせ

当社は、2021年1月25日付で公表しました「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更に係る議案について、本日開催の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議しましたところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認可決されましたのでお知らせいたします。

その結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2021年3月24日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

また、当社は、本日開催の当社取締役会において、下記のとおり、代表取締役の異動について 決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

- 1. 株式併合及び定款の一部変更に係る承認決議
- (1) 第1号議案 株式併合の件

当社は、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株 主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

① 併合する株式の種類普通株式

② 併合比率

2021 年 3 月 26 日をもって、2021 年 3 月 25 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様の所有する当社株式について、8,940,908 株を 1 株に併合いたします。

- ③ 減少する発行済株式総数
 - 38,950,775 株
 - (注) 当社は、2021 年1月 25 日開催の取締役会において、同年3月 25 日付で自己株式 3,658,325 株を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」 は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております
- ④ 効力発生前における発行済株式総数 38,950,779 株
 - (注) 当社は、2021 年1月 25 日開催の取締役会において、同年3月 25 日付で自己株式3,658,325 株を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。
- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数4株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数 16 株
- ⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されること が見込まれる金銭の額

本株式併合により、株式会社ニトリホールディングス(以下「ニトリホールディングス」といいます。)以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式をニトリホールディングスに売却することを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数にニトリホールディングスが 2020 年 11 月 16 日から 2020 年

12月28日までを公開買付期間として行った当社株式に対する公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である5,500円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

(2) 第2号議案 定款一部変更の件

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

- ① 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数が16株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条(発行可能株式総数)を変更するものであります。
- ② 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数が4株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため定款第8条(単元株式数)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。

以上の各変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生 日である 2021 年 3 月 26 日に効力が発生いたします。

(3) 株式併合の日程

1	本臨時株主総会開催日	2021年3月4日 (木曜日)
2	整理銘柄指定日	2021年3月4日(木曜日)(予定)
3	最終売買日	2021年3月23日 (火曜日) (予定)
4	上場廃止日	2021年3月24日 (水曜日) (予定)
5	本株式併合の効力発生日	2021年3月26日(金曜日)(予定)

2. 代表取締役の異動

(1) 異動の理由

ニトリホールディングスとの経営統合の推進等を図るため。

(2) 新代表取締役の役職名

氏名	新役職名	旧役職名
須藤 文弘	代表取締役会長	会長

(3) 新任代表取締役の略歴等

氏名 須藤 文弘(すどう ふみひろ)

生年月日 1956年5月5日

所有株式数 0株

略歴 1979年3月 当社入社

2000年9月 株式会社関西島忠代表取締役

2001年4月 株式会社ニトリ (現ニトリホールディングス) 入

社

2008年5月 同社常務取締役

2020年2月 同社取締役執行役員副社長業務システム改革室

室長 (現任)

2021年1月 当社会長 (現任)

(4) 異動日

2021年3月4日

以上